

様式44

令和 5 年 9 月 28 日

三重県知事 一見 勝之 殿

医療法人住所 三重県伊勢市神田久志本町1321番地2
医療法人の名称 医療法人社団 中村歯科クリニック
理事長 中村 祐治
電話 0596 (27) 5555

決 算 届

令和4年7月1日から令和5年6月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 中村歯科クリニック
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県伊勢市神田久志本町1321番地2
- (3) 設立認可年月日 平成4年7月6日
- (4) 設立登記年月日 平成4年7月17日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	中村 祐治	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	中村歯科 クリニック	三重県伊勢市神田久志本町 1321番地2	一般病床 0床

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和4年8月26日 令和3年7月1日～令和4年6月30日の決算の決定

令和5年1月15日 理事1名減員

令和5年5月31日 定款の一部変更 分院閉院 東京表参道分院

令和5年6月30日 令和5年7月1日～令和6年6月30日の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 中村歯科クリニック
 所在地 三重県伊勢市神田久志本町1321番地2

※医療法人整理番号 0106

財 産 目 録
 (令和5年6月30日現在)

1. 資 産 額	191,338 千円
2. 負 債 額	104,439 千円
3. 純 資 産 額	86,899 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	59,740
B 固 定 資 産	131,598
C 資 産 合 計 (A+B)	191,338
D 負 債 合 計	104,439
E 純 資 産 (C-D)	86,899

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 4

法人名 医療法人社団 中村歯科クリニック
 所在地 三重県伊勢市神田久志本町1321番地2

※医療法人整理番号 0106

貸 借 対 照 表
 (令和5年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	59,740	I 流 動 負 債	10,470
II 固 定 資 産	131,598	II 固 定 負 債	93,968
1 有 形 固 定 資 産	126,083	負 債 合 計	104,439
2 無 形 固 定 資 産	289	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	5,225	科 目	金 額
		I 資 本 金	5,000
		II 利 益 剰 余 金	81,899
		純 資 産 合 計	86,899
資 産 合 計	191,338	負 債 ・ 純 資 産 合 計	191,338

様式5

監事監査報告書

医療法人社団 中村歯科クリニック
理事長 中村 祐治 殿

私は、医療法人社団 中村歯科クリニックの令和5年会計年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年8月26日

医療法人社団 中村歯科クリニック
監事 杉浦 かづ枝